

# 鷗友会会員交流支援事業参加規程

## (目的)

第1条 この支援事業は、白鷗大学・白鷗大学女子短期大学部・白鷗大学大学院の卒業生及び在学生相互の親睦交流を促進することをその目的とする。

## (要件)

第2条 支援の対象となる会合やイベント（以下、「親睦会等」という。）は、次の1～3の全てを満たしたものに限る。

1. 会員が主催し、卒業生のみで10名以上の参加がある親睦会等であること。  
在学生の参加の有無及び人数は特に問わない。
2. 主催者（幹事）が予め決定されていて、その者が全ての責任を負える者であること。
3. 教職員（退職者含む）が最低1名は参加すること。  
但し、単一企業・会社内における卒業生相互の親睦会（以下、「企業内同窓会」という）の場合は、不問とする。

## (場所)

第3条 開催場所は、原則として関東圏内とする。  
但し、その他の地域で開催を希望する場合は、別途理事会で検討し決定するものとする。

## (期間)

第4条 開催月は、4月～翌年3月までの通年とする。

## (支援額)

第5条 支援の金額は、卒業生及び教職員並びに在学生で一人につき2千円とし、10万円（50名分）を上限とする。内、在学生については5万円（25名分）を上限とする。なお、支援金に関しては、原則開催日当日鷗友会より交付するものとする。

## (支援団体数)

第6条 支援の対象となる団体の数は、年間10団体を上限とし、審査によって10団体が決定した時点でその年度の申請受付を終了する。また、ひと月に開催できる団体の上限数は3団体とする。

## (申請)

第7条 支援を受けたい親睦会等の主催者（幹事）は、所定の様式の書類に参加者名簿を添えて鷗友会事務局へ申請する。申請の時期は開催月の2ヶ月前迄とする。なお、審査により支援が決定した団体については開催の二週間前までに再度確定した名簿を鷗友会事務局に提出しなければならない。

## (取材協力)

第8条 支援を受けた団体は、鷗友会の取材（写真撮影、コメントの収集、アンケートの収集等）、会報誌掲載原稿の提出、及び次期総会での開催報告等に協力しなければならない。鷗友会で取材ができない場合は、代わりに主催者幹事が責任を持って、集合写真撮影等必要な手続を代行するものとする。なお、取材した資料については鷗友会の発行物、Webページへ掲載されることを承諾するものとする。

## (広報)

第9条 親睦会等の開催案内は、鷗友会のWebページ、諸発行物で広報できる。

## (案内送付等の協力)

第10条 親睦会等の主催者は、親睦会等の案内状の送付または、出席確認の連絡を目的とする使用に

限り、鷗友会より送付等の協力を受けることが出来る。

(罰則)

- 第11条 支援金については、二週間前提出の最終名簿にてその金額を確定させるものとし、名簿記載の参加予定者が不参加の場合は、その人数分の支援金を減額するものとする。ただし、名簿による参加者が、卒業生のみで当日不参加者を除いても50名を超える場合には、この限りでない。
- 第12条 親睦会等の当日に卒業生のみで10名に満たなかった場合は、支援金の交付は取り消されるものとする。
- 第13条 最終名簿の提出が2週間以内に提出されなかった場合には、支援金の交付は取り消されるものとする。ただしやむを得ない理由があると鷗友会が判断した場合にはこの限りでない。
- 第14条 申請に虚偽があった場合又は、本規程に違反した場合は、即座に支援を取り消し、支援を受けた団体又は個人は、既に受給した協賛金又は物品等を、遅滞なく鷗友会に返還しなければならない。

(再支援)

- 第15条 この支援制度を利用した団体が、再度この支援を受けるには支援後、3年を経過した後とする。ただし、鷗友会認定団体についてはこの限りでない。

(改廃)

- 第16条 この規程の改廃は、鷗友会理事会の議を経なければならない。

- 附 則 この規程は平成17年6月1日から施行する。
- 附 則 この規程は平成18年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は平成18年11月19日から施行する。
- 附 則 この規程は平成21年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は平成22年12月18日から施行する。
- 附 則 この規程は平成23年6月18日から施行する。
- 附 則 この規程は平成24年6月24日から施行する。
- 附 則 この規程は平成29年7月8日から施行する。
- 附 則 この規程は平成31年4月13日から施行する。
- 附 則 この規程は令和3年7月3日から施行する。
- 附 則 この規程は令和4年7月2日から施行する。